# 別記８　［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区　　分</th><th colspan="2">給気設備（ガラリ・ダクト等）</th><th colspan="4">換気設備（ガラリ・越屋根等）<br>排出設備（ベンチレーター・換気扇・排出ファン等）</th></tr>
<tr><th>大　き　さ</th><th>設置箇所数</th><th>施設の区分</th><th>設備の例又は能力</th><th>先端の位置</th><th>設置箇所数</th></tr>
<tr><td rowspan="6">製造所（一般取扱所）</td><td colspan="2">可燃性蒸気・微粉を著しく発生するおそれのあるもの（塗料配合室、吹付塗装、静電塗装、塗料用ブース、その他著しく可燃性蒸気・微粉を発生するもの）</td><td colspan="2">排出設備の大きさ、数に応じた大きさ、数</td><td>排　出　Ａ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の20倍／ｈ</td><td>屋外の高所</td><td>排出能力に応じた数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外</td><td>引火点40度未満の危険物を取り扱う場合</td><td rowspan="3">床面積　　給気口面積<br>30㎡未満　75㎠<br>30㎡以上　60㎡未満　150㎠<br>60㎡以上　90㎡未満　300㎠<br>90㎡以上　120㎡未満　450㎠<br>120㎡以上　150㎡未満　600㎠</td><td rowspan="3">床面積１５０㎡に１箇所</td><td>排　出　Ａ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の20倍／ｈ</td><td rowspan="3">同　　上</td><td rowspan="3">概　ね<br>床面積<br>１５０㎡<br>に１箇所</td></tr>
<tr><td>引火点40度以上70度未満の危険物を取り扱う場合</td><td>排出Ａ又はＢ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の５倍／ｈ<br>又はベンチレーター</td></tr>
<tr><td>引火点70度以上の危険物のみを取り扱う場合</td><td>換　　気</td><td>ガ　ラ　リ　等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">屋内貯蔵所</td><td colspan="2">可燃性蒸気等を発生する貯蔵、取扱いの場合</td><td colspan="2" rowspan="4">同　　上</td><td>排　出　Ａ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の20倍／ｈ</td><td rowspan="4">屋根上１ｍ以上（平屋建以外は地盤面より４ｍ以上）</td><td rowspan="2">排出能力に応じた数等</td></tr>
<tr><td colspan="2">引火点40度未満の危険物を貯蔵するもの</td><td>排出Ａ又はＢ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の５倍／ｈ<br>又はベンチレーター</td></tr>
<tr><td colspan="2">引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵するもの</td><td>排出Ｂ＋給気<br>又は換気</td><td>ベンチレーター<br>又はガラリ等</td><td rowspan="2">概　ね<br>床面積<br>１５０㎡<br>に１箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">引火点70度以上の危険物のみを貯蔵するもの</td><td>換　　気</td><td>ガ　ラ　リ　等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">屋内タンク貯蔵所</td><td rowspan="3">平屋に設けの建築物タンク</td><td>引火点40度未満の危険物を貯蔵するもの</td><td rowspan="3">同　　上</td><td rowspan="3">同　上</td><td>排出Ａ又はＢ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の20倍／ｈ<br>又はベンチレーター</td><td rowspan="3">同　　上</td><td>排出能力に応じた数等</td></tr>
<tr><td>引火点40度以上70度未満の危険物を貯蔵するもの</td><td>排出Ｂ＋給気<br>又は換気</td><td>ベンチレーター<br>又はガラリ等</td><td rowspan="2">概　ね<br>床面積<br>１５０㎡<br>に１箇所</td></tr>
<tr><td>引火点70度以上の危険物のみを貯蔵するもの</td><td>換　　気</td><td>ガ　ラ　リ　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">平屋建以外の建築物に設けるタンク室</td><td>同　　上</td><td>同　上</td><td>排出Ｂ＋給気<br>又は換気</td><td>ベンチレーター<br>又はガラリ等</td><td>同　　上</td><td>同　　上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ設備をタンク室に設けるもの</td><td colspan="6">ポンプ室の例による</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ポンプ室</td><td colspan="2">引火点40度未満の危険物を取り扱う場合</td><td rowspan="3">給気口面積は、75㎠以上</td><td rowspan="3">１箇所</td><td>排　出　Ａ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の５倍／ｈ</td><td rowspan="3">同　　上</td><td rowspan="3">同　　上</td></tr>
<tr><td colspan="2">引火点40度以上70度未満の危険物を取り扱う場合</td><td>排出Ａ又はＢ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の５倍／ｈ<br>又はベンチレーター</td></tr>
<tr><td colspan="2">引火点70度以上の危険物のみを取り扱う場合</td><td>換　　気</td><td>ガ　ラ　リ　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給油取扱所</td><td colspan="2">整　　備　　室</td><td>＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td>＿＿＿＿</td><td>排出Ａ又はＢ<br>＋　給　気</td><td>室内容積の５倍／ｈ<br>又はベンチレーター</td><td>同　　上</td><td>同　　上</td></tr>
<tr><td colspan="2">油　　庫</td><td colspan="6">屋内貯蔵所の例による</td></tr>
</table>

1　設備の区分の定義
・排出Ａ－動力による排出設備をいう。
・排出Ｂ－動力によらない排出設備をいう。
・換　気－給気口及び排気口のみのものをいう。
・給　気－給気口のみをいう。
2　ためます上部に於ける排気筒又は排出ダクトの下端は、床面から概ね０．１ｍ～０．２ｍの間隔を保つこと。
3　給気設備の位置
給気口は、有効に給気できる部分に設けることとし、かつ、床上概ね１．５ｍ以上であること。
なお、建築物の構造が換気のため十分な給気が行なわれる状態のときは、給気口を省略することができる。
4　「室内容積の５倍／ｈ」とは、１時間当たり概ね室内容積の５倍の換気能力を有するものをいい、「室内容積の２０倍／ｈ」とは、１時間当たり概ね室内容積の２０倍の換気能力を有するものをいう。
5　屋外の高所とは、軒高以上で、かつ、地盤面より４ｍ以上をいう。
6　危険物が引火しやすい状態となる取扱いがある場合は、可燃性蒸気・微粉を著しく発生するおそれのあるものとみなす。
7　電気設備を設ける場合で、防爆構造としなければならない危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として排出Ａを設けること。
8　給気口及び排気口には、原則として４０メッシュの銅又はステンレスの引火防止網を設けること。
ただし、引火点が７０℃以上の第４類の危険物のみを取り扱う場合にあっては、この限りでない。
9　給気及び排気ダクトが他の用途部分を通過して設けられる場合は、防火区画等の貫通部分に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けること。
10　ダクトは専用、かつ、内径１５㎝以上とし、その材料は不燃材料とすること。
なお、外壁を貫通しないもの又は延焼のおそれのない部分に設けるものにあっては、塩化ビニル製とすることができる。
「延焼のおそれのない部分」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］に示す延焼のおそれのある部分以外の部分とする。
11　延焼のおそれのある外壁に換気及び排出設備を設ける場合は、防火ダンパー等を設けること。
「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。
12　可燃性の蒸気又は微粉が滞留する場所が一部に限定される場合は、その部分のみを有効に排出できる局所排出方式とすることができる。
13　排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を併設する必要はないものとする。